

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 当市・市浦地区の現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水災害)

市浦地区においては、大河川も無いことから集中豪雨等による大規模洪水被害は少ないが、台風の発生により十三湖沿岸において3mの浸水深が予測されている。

(土砂災害)

市浦地区のハザードマップでは集中豪雨などによって「がけ崩れ」「土石流」「地すべり」などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ著しい危害が生じるおそれがある土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域を表示しており、脇元・桂川・太田地区に存在している。

(ため池災害)

市浦地区のため池ハザードマップでは、農業用ため池が大雨や地震等の自然災害により堤が決壊し、貯水された水がどのように流下し影響を及ぼすのかを想定している。

中でも磯松地区には大規模なため池が存在し、中でも大沼溜池に決壊が発生した場合は磯松地区の多くが1.5mの浸水、最大で3mの浸水が予測されている。

(地震：J-SHIS、平成27年度青森県地震・津波被害想定調査（日本海側海溝型地震）の概要

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で、0.1%～3%未満の確率で発生すると予測され、震度5弱以上では26%以上の確率で発生すると予測されている。また平成28年9月に公表された「平成27年度青森県地震・津波被害想定調査（日本海側海溝型地震）の概要」によると日本海における最大クラスの地震が発生した場合、最大震度6強、人的被害では死者数100人、負傷者580人、建物被害では全壊棟数880棟、半壊棟数5,000棟、避難者数2,600人、ライフライン被害では上水道断水人口24,000人、下水道機能支障人口1,100人、電力停電件数35,000人と推定されている。

市浦地区のハザードマップでは、震度6強の震度が予想されており、十三湖周辺においては表層地盤の液状化の危険度が極めて高いものと考えられている。

また地震による津波浸水想定図では脇元地区ほか日本海に面する地域で最大10m以上の浸水被害が予測されている。

(その他)

昭和58年に発生した日本海中部地震では十三湖河口付近で津波により6名の犠牲者を出し低地の一部では地盤の液状化が発生し、農地や都市基盤施設、ライフライン等に被害が生じ、全壊2棟を含む全95棟の家屋に被害が生じたがこれを上回る壊滅的な被害を被る可能性がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、およそ10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。

当市では新型コロナウイルス感染症の対策として「五所川原市新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種実施計画書」を令和3年4月に策定し実施を行った。

また、同年11月には「追加接種に係る実施計画書」を策定実施し、当市でのワクチン接種率は令和4年1月時点で全接種対象者(12歳以上)48,719人中、1回目終了(率)44,607人(91.6%)、2回目終了(率)44,102人(90.5%)の接種率となっている。

(2) 商工業者の状況(令和3年11月30日現在)

- ・ 商工業者 102 名
- ・ 小規模事業者 99 名

【内 訳】

業種		商工業者	小規模事業者	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	25	25	地区内に広く分散している
	製造業	11	10	十三地区に多い
	卸売・小売業	21	21	地区内に広く分散している
	飲食店・宿泊	10	10	沿岸部に多い
	サービス・その他	35	33	地区内に広く分散している
合計		102	99	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組み

・ 五所川原市地域防災計画の策定

五所川原市では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、防災に関し必要な体制を確立するとともに、とるべき措置を定め、総合的かつ計画的な防災事務又は業務の遂行により、五所川原市の地域並びに住民の生命、身体および財産を災害から保護し、被害を軽減して郷土の保全と住民福祉の確保を期することを目的に、平成18年10月に五所川原市地域防災計画を策定した。

・ 五所川原市防災訓練の実施

災害発生時等における緊急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関等における連絡協力体制を確立するとともに、防災体制の強化と住民の防災意識の高揚を図ることを目的として、計画的、継続的な防災訓練を実施している。

・ 備蓄状況

防災についての資機材については五所川原市地域防災計画資料4-6、4-25に記載。

・ 五所川原市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

当市は特措法第8条に基づき、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府行動計画」という。)に基づき県が作成した新型インフルエンザ等対策青森県行動計画(以下「県行動計画」という。)が定める、市町村が市町村行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を踏まえ、「五所川原市新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「市行動計画」という)を平成26年8月に策定した。

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項や当市が実施する措置等を示すとともに、病原性の高い新型インフルエンザ等への対策を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性の低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

市行動計画の対象となる感染症は以下のとおりである。

- ・ 感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症
- ・ 感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

なお、当市は、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や、新型インフルエンザ等対策についての検証等を通じてその見直しを行うとともに、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には、適時適切にその変更を行うものとする。

2) 当会の取組み

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・青森県火災共済協同組合と連携した損害保険への加入促進。

II 当会の課題

当会では、これまで自然災害等の発生時の取組みについては漠然とした記載にとどまり、協力体制やマニュアルが整備されていない。加えて平時、緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分に確保されていない。

更には保険、共済に対する助言を行える当会職員が不足しているといった課題が浮き彫りになっている。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

III 当会の目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時、非常時における連絡・情報収集を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告体制をあらかじめ構築しておく。
- ・発災後、速やかな応急・復興支援策が行われるよう、また域内における感染症発生時には速やかに拡大防止措置が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築しておく。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組（什器の固定等）や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、国や県の支援策の活用等）について説明する。
- ・商工会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対するBCP普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を設備するための情報や支援策等を提供する。

2) 市浦商工会の事業継続計画の作成

令和3年度作成。

3) 関係団体等との連携

- ・青森県火災共済協同組合、ジブラルタ生命保険株式会社、東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等の実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）五所川原市事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当市、金木商工会、五所川原商工会議所）を必要に応じて開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・訓練に先立ち、災害発生時の職員の役割分担を決めておく。
- ・自然災害（震度6弱）が発生したと想定した訓練を年1回実施する。
- ・訓練の結果を踏まえ、本計画の見直し等の参考にする。

< 2. 発災後の対策 >

- ・五所川原市地域防災計画では地震や津波、風水害による災害が発生した場合に災害の拡大を防止するために実施すべき応急的措置等を定めている。
特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとしている。
自然災害等発生時には、人命救助が第一であることは言うまでもないため、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発生後3時間以内に職員の安否確認の結果報告を行う。
(SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)を確認したうえで当会と当市で共有する。)
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置状況等を勘案し、当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・青森県地域防災計画に基づき、当会では防災に関し、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。
ア 会員等の被害状況調査及び融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力に関すること。
イ 災害時における物価安定についての協力に関すること。
ウ 災害救助用物資、災害救助・復旧用資材の確保についての協力、斡旋に関すること。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。
(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・地域内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、状況の確認ができない。
被害がある	・地区内事業所で「瓦やトタンが飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

- ・本計画により、当会と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2日	災害発生直後、連絡つき次第
2日～1週間	1日数回(時間問わず)
1週間～1ヵ月	1日1回(時間限定)
1ヵ月後	2日1回(時間限定)

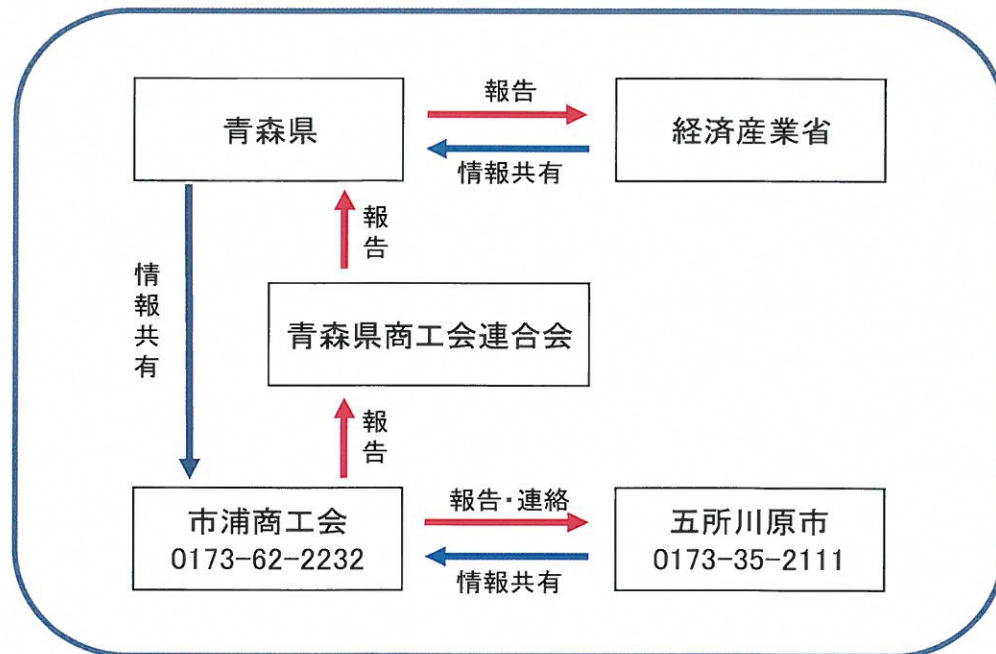
- ・当市で取りまとめた「五所川原市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指揮命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を行う。
- ・二次被害を防止するため、被災地域で活動する際の判断基準及び被害程度についてあらかじめ

め決めておく。

- ・ 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認した方法により行う。
- ・ 当会と当市が共有した情報を、青森県の指定する方法にて青森県商工会連合会を經由して青森県へ報告する。
- ・ 感染症の場合、国や県等からの情報や方針に基づき、当会と当市が共有した情報を青森県の指定する方法にて当会又は当市より青森県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・ 相談窓口の開設方法について、当市と相談する（当会は、国・県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・ 相談窓口の設置にあたっては、安全性が確認された場所に設置する。（候補先：市浦商工会、五所川原市役所。原則：市浦商工会に設置）
- ・ 地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・ 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

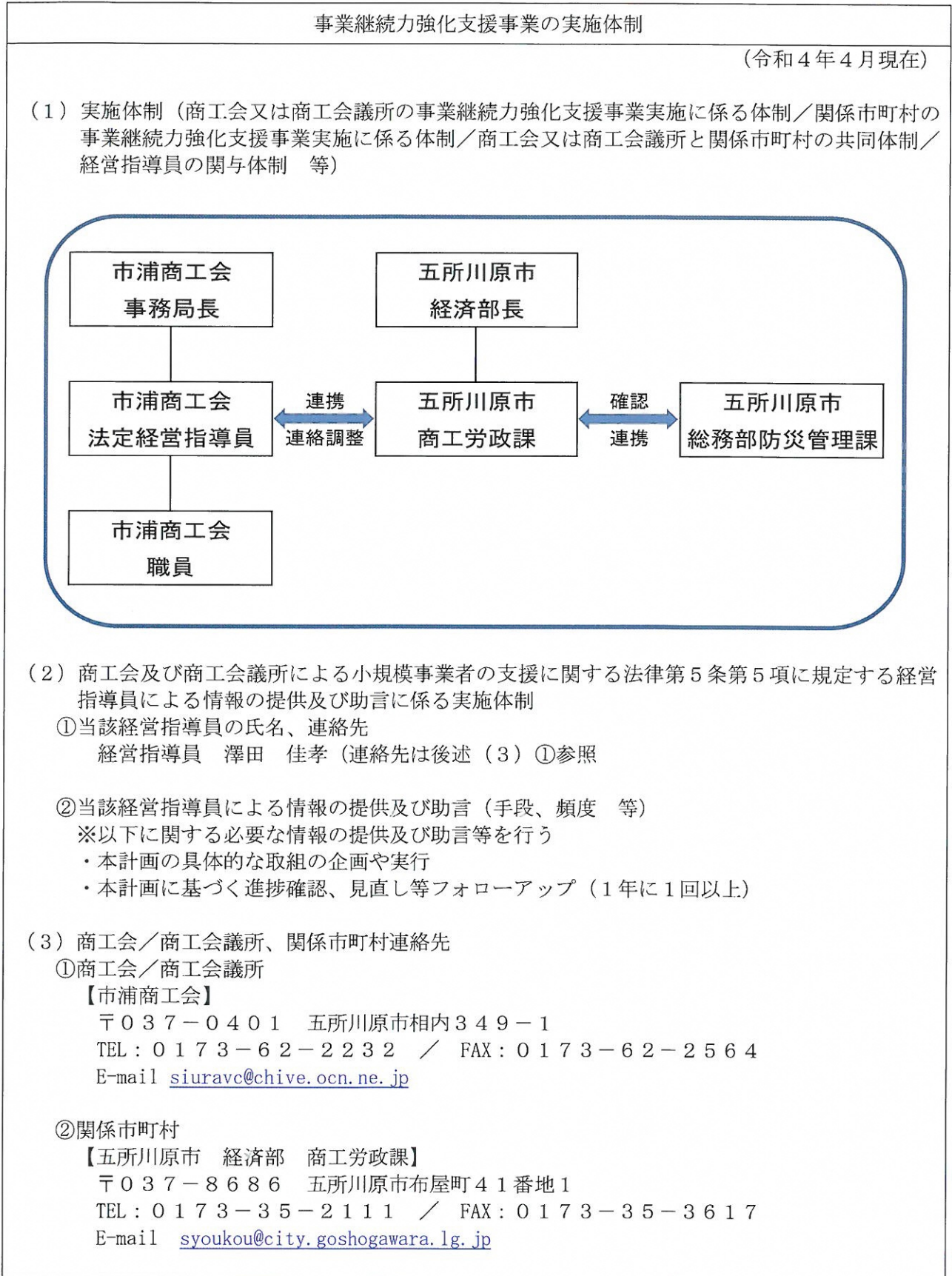
- ・ 青森県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を青森県に相談する。

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに青森県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	280	280	280	280	280
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・協議会運営費	30	30	30	30	30
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・チラシ等作成費	50	50	50	50	50
・防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、五所川原市補助金、青森県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。